芦 屋 市 議 会 要 覧

令和5年度版

目　次

市の概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
人口等、産業分類、都市宣言等

議員数と議会の構成　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2
議員数、年齢別議員数、当選回数別議員数、会派構成と
政党別議員数、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会

定例会・臨時会の運営　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5
定例会の一般的な日程及び会議の流れ、質疑、総括質問
及び一般質問、予算・決算の審査方法、
請願・陳情等の取扱い、本会議・委員会の傍聴、
議会の開催状況、議会運営に関する申合せ事項抜粋

議会改革・運営に関する取組等　・・・・・・・・・・・・・・・　１１
議会改革・運営に関する取組、議員の政治倫理の
確立に向けた取組、政務活動費に関する取組、
議会報告会・意見交換会、議会基本条例に関する取組、
議会ＩＣＴ化に関する取組、議会機能継続計画
（議会ＢＣＰ）に関する取組

議員報酬等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１８
議員報酬、行政視察旅費、費用弁償、市議会政務活動費

議会の公開　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１９
議会図書室、情報公開条例の制定、個人情報保護条例の制定、
市議会個人情報の保護に関する条例の制定、議会交際費の
自主公開、議会のテレビ放映、会議録検索システム、
インターネット中継、賛否の公開

議会刊行物　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２２
会議録、市議会だより、市議会便覧、市議会提要、
フェイスブック、市議会紹介ＤＶＤ

議会事務局　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２３

予算と決算　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２４

市 の 概 要

１　人　口　等

(1)　**市制施行**　　昭和１５年１１月１０日（全国　１７３番目）

(2)　**人　　口**　　９４，９２１人（男　４２，７７７人，　女　５２，１４４人）

※令和５年４月１日現在の住基人口（日本人と外国人の合計数）

(3)　**世 帯 数**　　４５，３５７世帯

(4)　**面　　積**　　１８．５７㎢　　６０町区

２　産業分類

（令和２年国勢調査）

第１次（農・林・漁）	９１人	０．２％
第２次（鉱・建・製）	５，６９７人	１５．３％
第３次（サービス業等）	３０，０６９人	８０．９％
分類不能	１，３２５人	３．６％

３　都市宣言等

・芦屋国際文化住宅都市建設法（昭和２６年３月３日法律第８号）

・姉妹都市提携（昭和３６年５月２４日）

　米国モンテベロ市（カリフォルニア州）

・安全都市宣言（昭和３７年３月３１日）

・市民憲章制定（昭和３９年５月３日）

・非核平和都市宣言（昭和６０年１０月１５日決議）

・芦屋庭園都市宣言（平成１６年１月１日）

・第５次芦屋市総合計画策定（令和３年９月）

・第２期芦屋市創生総合戦略策定（令和３年９月）

議員数と議会の構成

1　議　員　数

(1)　**条例定数**　　２１人（平成２７年４月の統一地方選挙から施行）

(2)　**現 員 数**　　２１人（令和５年５月１８日現在）

2　年齢別議員数

（令和５年５月１８日現在）

年　齢	25～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70～	平均
議員数	－	4	7	2	8	－	51 歳

3　当選回数別議員数

（令和５年５月１８日現在）

回　数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
議員数	4	6	3	1	－	4	－	2	－	1

4　会派構成と政党別議員数

(1)　**会派構成**

（令和５年５月１８日現在）

あしや政風会	５人
日本共産党芦屋市議会議員団	３人
公明党	３人
日本維新の会	３人
至誠会	３人
芦屋しみんの未来	２人
会派に属さない議員	２人

(2)　**政党別構成**

（令和５年５月１８日現在）

自由民主党	４人
公明党	３人
日本維新の会	３人
日本共産党	３人
参政党	１人
新社会党	１人
立憲民主党	１人
無所属	５人

※同人数の場合は 50 音順

５　常任委員会

(1)　**総務常任委員会**　　定数７人

企画部、総務部、会計課、消防本部、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会に関する事項及び他の委員会に属さない事項

(2)　**民生文教常任委員会**　　定数７人

市民生活部、こども福祉部及び教育委員会に関する事項

(3)　**建設公営企業常任委員会**　　定数７人

都市政策部、市立芦屋病院及び上下水道部に関する事項

※　委員の任期は、選任の日から翌年の４月３０日まで

※　芦屋市議会委員会条例第２条「議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。」との規定により、議長についても上記のいずれかの常任委員会に所属している。

６　議会運営委員会

・条 例 化　　平成８年６月２６日

・委員定数　　８人以内（議会の議決により定める。）

・任　　期　　選任の日から翌年の４月３０日まで

・選出方法　　申合せにより、会派の所属議員３人につき１人（端数切捨て）の委員を推薦

・表　　決　　申合せにより、議会運営に関する事項の協議は全会派一致となるよう最大限尊重

・そ の 他　　①　申合せにより、副議長及び２人会派の代表はオブザーバーとして出席

②　申合せにより、議会運営委員会の所管事項のうち、

ア　本会議・委員会の運営に関すること

イ　議会の会議規則・委員会条例等に関すること以外の議会内の調整を代表者会議に委任

７　特別委員会

(1)　**決算特別委員会**　令和２年９月定例会から審査体制を分科会方式に変更

・期　　間　　令和４年９月９日～１０月７日（毎年度９月定例会中）

・委員定数　　全議員（監査委員を除く。）

・付託事件　　一般・特別・企業・財産区会計決算案、企業会計関連議案、各議案に関連する調査

・分 科 会　　総務・民生文教・建設公営企業の３分科会を設置
　　決算特別委員会の正副委員長も分科会委員に就任
　　各分科会正副座長には、各常任委員会の正副委員長が就任
　　議長も分科会委員に所属
・審査結果　　決算案は全て認定すべきもの
　　企業会計関連議案は原案のとおり可決すべきもの

(2)　予算特別委員会

・期　　間　　令和５年２月２８日～３月２２日（毎年度３月定例会中）
・委員定数　　全議員
・付託事件　　一般・特別・企業・財産区会計予算案
・分 科 会　　総務・民生文教・建設公営企業の３分科会を設置
　　予算特別委員会の正副委員長も分科会委員に就任
　　各分科会正副座長には、各常任委員会の正副委員長が就任
　　議長も分科会委員に所属
・審査結果　　全会計予算案について原案のとおり可決すべきもの

定例会･臨時会の運営

1　定例会の一般的な日程及び会議の流れ

(1)　６月・１２月定例会

第○日	会議名	摘　　要
1	本会議	開会、会議録署名議員の指名、会期の決定 議案等審議（提案説明、質疑、委員会付託）
２～４	委員会	議案等審査（補足説明、質疑、討論、表決）
5	委員会	（予備日）
６～９		自然休会
10～12	本会議	一般質問、(追加議案)
13	委員会	（予備日）
14～19		自然休会
20	本会議	議案等審議（委員長報告、討論、表決)、閉会

(2)　９月定例会（決算審査）

第○日	会議名	摘　　要
1	本会議	開会、会議録署名議員の指名、会期の決定 議案等審議（提案説明、質疑、委員会付託）
２～４	委員会	議案等審査（補足説明、質疑、討論、表決）
5	委員会	（予備日）
６～９		自然休会
10～12	本会議 委員会	一般質問、(追加議案) 決算特別委員会（委員長互選他）
13・14		自然休会
15	委員会	（予備日）
16～22		自然休会
23	本会議	議案等審議（委員長報告、討論、表決）
24	委員会	決算特別委員会各分科会
25		自然休会
26	委員会	決算特別委員会各分科会
27・28		自然休会
29	委員会	決算特別委員会各分科会
30・31	委員会	決算特別委員会各分科会（予備日）
32～35		自然休会
36	委員会	決算特別委員会（分科会座長報告、討論、表決）
37～39		自然休会
40	本会議	議案等審議（委員長報告、討論、表決)、閉会

(3)　３月定例会（予算審査）

第○日	会議名	摘　　要
1	本会議	開会、会議録署名議員の指名、会期の決定 現年度議案等審議（提案説明、質疑、委員会付託） 新年度施政方針説明
２～４	委員会	現年度議案等審査（補足説明、質疑、討論、表決）
5	委員会	（予備日）
６～９		自然休会
10	本会議	現年度議案等審議（委員長報告、討論、表決） 総括質問
11	本会議 委員会	総括質問 新年度議案等審議（提案説明、質疑、委員会付託） 予算特別委員会（委員長互選他）
12～14	委員会	新年度議案等審査（補足説明、質疑、討論、表決） 予算特別委員会各分科会
15～17	委員会	（予備日）
18～28		自然休会
29	委員会	予算特別委員会（分科会座長報告、討論、表決）
30～34		自然休会
35	本会議	新年度議案等審議（委員長報告、討論、表決）、閉会

※３月定例会は、議会内の申合せで総括質問を各会派の代表が行います。

２　質　　疑

(1)　**通告制の有無**　　通告制を行っていない。

(2)　**回 数 制 限**　　３回まで

３　総括質問及び一般質問

(1)　**総 括 質 問**　　申合せにより、施政方針に対する会派代表質問を３月定例会において実施（一問一答方式と一括質問方式の選択制）

(2)　**一 般 質 問**　　３月定例会以外の各定例会において実施（一問一答方式と一括質問方式の選択制）

(3)　**反　問　権**　　市長等執行機関の長及びその他の説明員は、議員の質問に対し、その内容を確認するためのみでなく、議論を深めるため、反問することができる。

(4)　**通 告 期 限**　　総括質問：質問日初日の５日前まで（土・日・祝日は除く。）
一般質問：本会議初日まで

(5)　**制 限 時 間**　　・総括質問の発言時間は、答弁を除き１人６０分以内
・一般質問の発言時間は、答弁を除き１人４０分以内

ただし、会派内の他の質問者との間で１人６０分を限度に調整できる。

・反問権行使に対する議員の答弁（発言）も発言時間に含む。

４　予算・決算の審査方法

(1)　予　　算

①　審査体制

当初予算

・一般・特別・企業・財産区会計…予算特別委員会に付託

・予算特別委員会は総務、民生文教、建設公営企業の各分科会で審査を分担

補正予算

・一般会計…総務常任委員会に付託

ただし、当該補正予算が一の常任委員会の所管に係る事案である場合は、当該所管の常任委員会に付託する。

・特別・企業・財産区会計…所管の委員会に付託

②　審査日数

・予算特別委員会は２日(委員長互選１日、分科会座長報告・討論・表決１日)

・予算特別委員会の各分科会は例年１～３日

(2)　決　　算　　令和２年９月定例会から審査体制を分科会方式に変更

①　審査体制

・一般・特別・企業・財産区会計、企業会計関連議案、各議案に関連する調査…決算特別委員会に付託

・決算特別委員会は総務、民生文教、建設公営企業の各分科会で審査を分担

②　審査日数

・決算特別委員会は２日（委員長互選１日、分科会座長報告・討論・表決１日）

・決算特別委員会の各分科会は１～３日程度

５　請願・陳情等の取扱い

(1)　請　　願

①　受理及び付託先

・随時受理。本会議の２日前（土・日・祝日は除く。）までに提出されたものをその本会議の議題とする。議長は請願を本会議に付し、所管の常任委員会等に付託する。

② 結果

・『採択』、『不採択』、『一部採択』

※ 請願に複数の請願項目がある場合、委員会で全員一致の場合に限り一部採択をすることができる。一部採択は、本会議では過半数議決にて決をとり、否決の場合は請願全体を審議未了、廃案とする。

・請願（代表）者には、審議結果を文書で通知する。

・請願の審査は付議後１年を超えて継続しない。

③ 国際問題・国政に関するものの取扱い

・特に取決めなし

④ 請願者の口頭陳述

・請願者から口頭陳述の申出があれば認める。

・１請願につき最大２人まで、請願審査の冒頭５分間程度に限る。

(2) 陳 情 等（平成１６年６月定例会から）

① 受理及び付託先

・随時受理。陳情書には、嘆願書、要望書、声明書、決議の類で議長が必要と認めるものを含む。

・各定例会の本会議の初日の日程を協議する議会運営委員会の前日までに提出された陳情については、所管の常任委員会等に送付し、当該定例会中に審査する。

・陳情のうち、次の事項を含むものは議長供覧にとどめる。

（ア） 明らかに市の事務に属さないもの（市の権限に属さない事項及び市に所管する部署がない事項）

（イ） 既に願意が達成されているもの又は実現の見通しが明らかなもの

（ウ） 明らかに実現性のないもの

（エ） 芦屋市情報公開条例第７条に規定する非公開情報に該当するおそれがあるもの

（オ） その他議会が関与することが適当でないと認められるもの

・一つの陳情書において、明白な複数の陳情事項がある場合でも、一部採択はしないものとする。

・陳情を常任委員会等に送付したときは、議会運営委員会に送付一覧表を配布し、報告する。

② 結果の通知（委員会審査のみ）

・結果は『採択』、『不採択』、『結論を得ず』の３種類

・結果を議長が諸般報告

・陳情は閉会中の継続審査を行わない。

・陳情（代表）者には、審査結果を文書で通知する。

６　本会議・委員会の傍聴

(1)　本会議の傍聴

・６５席

・車イス３台分のスペースを確保

・傍聴者最前列に、ヒアリングループ（磁気ループ）システムを整備

(2)　委員会の傍聴

・大会議室１８席、委員会室１２席

・傍聴者への議案等の貸出し（平成２４年６月議会から開始）

※　なお、多数の傍聴が見込まれる議案等については、必要と見込まれる部数の資料を増刷する等、臨機応変に対応する。また、増刷した資料は配布している。

７　議会の開催状況

(1)　本 会 議

（令和４年度）

区　分	回　数	会期日数	本会議日数	会議時間数	傍聴者数
定例会	４	１２１	２０	７３：１９	１０５
臨時会	－	－	－	－	－

(2)　付議事件

（令和４年度）

条　　例	予　　算	議員提出	請　　願	そ の 他	合　　計
３１	３１	７	６	４２	１１７

(3)　一般質問・総括質問（３月は総括質問）

（令和４年度）

区　　分	６　月	９　月	１２　月	３　月	計
質 問 者	１８	１８	１５	５	５６
件　　数	３９	４２	４１	１５	１３７

(4)　常任委員会

（令和４年度）

区　　分	総　　務	民生文教	建設公営企業
会議回数	１０	１１	８
付託件数	２４	２３	１３

(5)　特別委員会

（令和４年度）

区　　分	ＪＲ芦屋駅南地区再開発事業調査	決算	決算 総務分科会	決算 民生文教分科会	決算 建設公営企業分科会	予算	予算 総務分科会	予算 民生文教分科会	予算 建設公営企業分科会
会議回数	３	３	１	３	１	２	１	２	１
付託件数	１	６	(再掲1)	(再掲1)	(再掲6)	１２	(再掲4)	(再掲4)	(再掲6)

８　議会運営に関する申合せ事項抜粋

(1)　質疑に関する申合せ

①　議案の撤回及び訂正は質疑・討論を行わず、直ちに採決する。

②　市長提出議案の説明は市長が一括して行い、質疑は分割して行う。

③　自己の所属する委員会に付託される事案に対する質疑は自粛する。

④　人事案件はプライバシー保護の観点から、あらかじめ非公開の全体協議会で質疑を行い、本会議における質疑及び委員会付託を省略する。

⑤　委員長報告後の議案提出者に対する質疑は、計数的なものに限られる。

(2)　討論に関する申合せ

①　議案の撤回及び訂正は質疑・討論を行わず、直ちに採決する。

②　委員長報告の省略の議決には討論を用いない。

③　討論は議会運営委員会で決定した討論区分に応じ、１会派１名とする。

④　議案提出者は、当該議案の討論に参加することができない。議案提出時の賛成者・請願紹介議員は討論に参加できるが、極力控えることとする。

(3)　質問に関する申合せ

①　「発言通告書」は、総括質問（施政方針に対する代表質問)、一般質問並びに緊急質問について提出し、要旨を具体的に記入する。動議もできるだけ通告する。

②　発言の順序は、総括質問は大会派順、一般質問は通告順とする。

③　総括質問及び一般質問については、発言通告書の提出がない限り認めない。

④　総括質問の発言時間は、答弁を除き１人６０分以内とする。

⑤　一般質問の発言時間は、答弁を除き１人４０分以内とする。ただし、会派内の他の質問者との間で１人６０分を限度に調整できる。

⑥　反問権行使に対する議員の答弁（発言）も発言時間に含める。

⑦　質問通告の受付時間は、総括質問は、告示日の午前９時から質問日初日の５日前の午後５時までとし、一般質問は、告示日の午前９時から本会議初日の午後５時までとする。

⑧　総括質問の通告期限である「５日前」に土･日及び祝日があるときは、その日を除いて計算する。

⑨　臨時会では、一般質問は行わない。

⑩　緊急質問は、議題とする時期（日程）を、あらかじめ議会運営委員会で協議する。緊急質問を動議で提出する場合も、できる限り質問通告書を提出する。

　緊急質問の発言時間は、答弁を除き１人１５分以内とする。ただし、事案により議会運営委員会で協議の上、これを変更することができる。

議会改革･運営に関する取組等

1　議会改革・運営に関する取組　（平成１５年度以後の主なものを記載）

※ 議改：議会改革特別委員会、議運：議会運営委員会、代：代表者会議

	取組	決定又は確認の日	協議又は確認の場※
1	議員定数を 28 人から 24 人に変更	平成 15 年改選期～	
2	・会議規則及び委員会条例の全部改正 ・請願・陳情取扱要綱の新規制定 ・申合せ事項の全件精査・見直し	平成 16 年 6 月 18 日施行	議会制度検討会
3	定例会 1 カ月前の議会運営委員会において、議会運営上の取扱いについて事例研究会を実施	平成 16 年度～	議運
4	議員定数を 24 人から 22 人に変更	平成 19 年改選期～	
5	傍聴手続の改正、傍聴受付時記載事項の簡素化	平成 19 年度～	議運
6	議員研修会の定例開催（年 4 回）	平成 20 年度～	議運
7	議会運営委員会の先進地視察	平成 22 年度～	議運
8	議会の議決すべき事件を定める条例の改正	平成 22 年 9 月 29 日施行	議運
9	自治会の三役等への就任自粛	平成 23 年 12 月決定	議改
10	議員個人の賛否の公開（ホームページと市議会だよりに掲載）	平成 24 年 3 月定例会～	議改
11	一般質問における一問一答方式の導入	平成 24 年 6 月定例会～	議改
12	反問権の付与	平成 24 年 6 月定例会～	議改
13	傍聴者への議案等の貸出し	平成 24 年 6 月定例会～	議改
14	一般質問・総括質問の質問項目を事前にホームページに公表	平成 24 年 9 月定例会～	議改
15	議会専用ポータルサイトの利用開始	平成 25 年 4 月～	議改
16	議会報告会の開催	平成 25 年 11 月～	議改
17	議会開催告知ポスターを市内に掲示	平成 26 年 3 月定例会～	
18	ホームページに議長・副議長あいさつ及び議員顔写真を掲載	平成 26 年 6 月～	

19	正副議長の立候補制の採用	平成 26 年 6 月定例会～	議改
20	議場に国旗・市旗を掲揚	平成 26 年 6 月定例会～	代
21	議会基本条例を制定	平成 26 年 10 月 2 日施行	議改
22	ホームページに可決した議員提出議案の内容を掲載	平成 27 年 3 月定例会～	議運
23	議員定数を 22 人から 21 人に変更	平成 27 年改選期～	
24	傍聴規則の改正、委員会傍聴規程の新規制定	平成 27 年 4 月 1 日施行	議運
25	議会車の廃止	平成 28 年 2 月 1 日決定	代
26	マチイロで市議会だよりを配信	平成 28 年 5 月～	
27	各種会議の公開と記録等の取扱いを変更	平成 28 年 6 月 3 日決定	議運
28	政務活動費領収書等をホームページ上で公開	平成 28 年 8 月 31 日～	代
29	条例等の改正方式を新旧対照表方式に変更	平成 29 年 1 月施行分～	議運
30	タブレット端末を議会で本格導入	平成 29 年 3 月定例会～	議運
31	議員提出議案、請願書をホームページに掲載	平成 29 年 3 月定例会～	議運
32	委員会の傍聴受付場所を変更	平成 29 年度～	議運
33	一般（総括）質問時におけるモニターを活用した資料提示	平成 29 年 12 月定例会～	議運
34	ホームページのリニューアル	平成 30 年 2 月	
35	ホームページの議員名簿に議員のホームページ・ブログ・メールアドレスを掲載	平成 30 年 5 月 15 日決定	代
36	陳情書をホームページに掲載	平成 30 年 6 月 7 日決定	代
37	行政視察報告をホームページ上で公開（各常任委員会及び議会運営委員会のみ。議員派遣については令和元年度予算分から）	平成 30 年 6 月 7 日決定	代
38	議員や市長の任期を短縮	平成 31 年改選による任期	代
39	議会役員の任期延長（議長のみ 2 年）	平成 31 年改選期～	代
40	議会中継のホームページ上に議案書及び所管事務調査資料へのリンクＵＲＬを表示	令和元年 9 月 20 日決定	議運

41	総括質問に選択方式（一括質問・一問一答）を導入	令和２年３月定例会～	議運
42	議場にヘルメットを常備	令和２年１月 27 日決定	議運
43	芦屋市議会機能継続計画（議会ＢＣＰ）地震・風水害編の新規策定	令和２年３月 19 日	代
44	決算審査体制を分科会方式で実施	令和２年９月定例会～	議運
45	芦屋市議会機能継続計画（議会ＢＣＰ）感染症対策編の新規策定	令和３年５月 11 日	代
46	オンラインによる行政視察の取扱いを決定	令和３年６月４日	議運
47	委員長報告のうち討論部分を省略	令和３年６月定例会～	議運
48	委員会開会後も報道機関の撮影等を可能とすることを決定	令和３年８月 27 日	議運
49	委員会への議長貸与以外のタブレット・スマートフォン・携帯電話の持込みを審査に関連する資料の閲覧等に限り認めることを決定	令和３年 10 月７日	議運
50	本会議への飲料の持込みを水に限り認めることを決定	令和３年 12 月定例会～	議運
51	３月定例会の新年度議案について、市長からの提案説明を求めることを決定	令和４年３月定例会～	議運
52	芦屋市議会ハラスメント等防止に関する指針の新規策定	令和４年３月 18 日	代
53	議会運営委員会の継続調査事件について、現委員の任期中は一括して継続を諮ることを決定	令和４年６月 24 日	議運
54	発言通告書のメールによる提出を可能とすることを決定	令和４年７月 26 日	議運
55	ホームページの議員名簿に議員のＳＮＳへのリンクを掲載可能とすることを決定	令和４年 12 月６日	代
56	傍聴人名簿の廃止を決定	令和５年２月 24 日	議運

２　議員の政治倫理の確立に向けた取組

１　虚礼廃止等に関する決議(平成元年６月２９日決議)

２　政治ポスターを電柱・公共物等から追放する決議(平成２年９月２７日決議)

３　芦屋市議会議員及び市長等の倫理に関する条例制定(平成１４年１月１日施行)

４　議員倫理検証検討会議を設置し、倫理条例及び虚礼廃止等に関する決議の検証・検討（令和２年８月４日～令和３年２月２６日）

(1)　虚礼廃止等に関する決議の改正(令和３年３月２２日決議)

(2)　芦屋市議会議員及び市長等の倫理に関する条例の改正

（令和３年４月１日施行）

(3)　芦屋市議会議員及び市長等の倫理に関する条例施行規程の改正

（令和３年４月１日施行）

３　政務活動費に関する取組

１　政務活動費マニュアルの策定(平成２５年４月３０日)

２　政務活動費領収書等をホームページ上で公開(平成２８年８月３１日)

３　使途基準や政務活動費マニュアルの見直し

(1)　政務活動費あり方検討会議（平成３０年１０月３日～平成３１年２月１８日）

(2)　政務活動費あり方検証検討会議（令和４年８月２６日～令和５年２月１３日）

４　議会報告会・意見交換会

平成２５年度からコロナ禍の令和２年度、３年度を除き、毎年開催。平成２８年度の議会報告会開催後は、議会報告会検討会議を設置し、議会報告会のあり方について検討。以後、毎年度議会報告会準備会を設置し、準備を進める。

１　開催状況

(1)　平成２５年度

開催日	内　容
11 月 5 日	・議会のあらましについて
11 月 7 日	・議会改革の取組について
11 月 9 日	・平成 24 年度芦屋市決算について

(2)　平成２６年度

開催日	内　容
7 月 23 日(2 回開催)	・芦屋市議会基本条例(案)の説明
11 月 4 日 11 月 6 日 11 月 8 日	・議会基本条例の紹介 ・平成 25 年度決算の報告

(3)　平成２７年度

開催日	内　容
10 月 31 日(2 回開催) 11 月 1 日	・議会のあらましについて ・平成 26 年度芦屋市決算について

(4)　平成２８年度

開催日	内　容
11 月 15 日(3 回開催)	・議会改革のトピックス ・平成 27 年度決算審査の報告 ・第 3 回定例会の審議内容について

(5)　平成２９年度

開催日	議会報告会	意見交換会
11 月 22 日 (2 回開催) 11 月 23 日	・議会改革のトピックス ・平成 28 年度決算審査の報告	・芦屋市の道路は安全? ・「芦屋市の税金って高いの？　税を中心に」 ・幼稚園・保育所のあり方について

(6)　平成３０年度

開催日	議会報告会	意見交換会
11 月 15 日 11 月 16 日 11 月 23 日	・平成 29 年度決算審査の報告	・ごみ処理について ・無電柱化の取組について ・公共施設等総合管理計画について

(7)　令和元年度

開催日	意見交換会
11 月 14 日 11 月 16 日 (2 回開催)	・芦屋の将来像について ～地域活性化のための人材育成～ ・公園と街路樹について ・こどもが輝く小学校！！

(8)　令和４年度

開催日	議会報告会
5 月 21 日	・ＪＲ芦屋駅南地区再開発事業について (オンライン会議(Ｚｏｏｍ)にて実施)

５　議会基本条例に関する取組

１　芦屋市議会基本条例の制定(平成２６年１０月２日施行)

２　条例の検証

(1)　協議体

議会基本条例検証会議

(2)　評価及び検討

ア　実施状況の評価

イ　条例内容の有効性・妥当性の評価

ウ　課題への対応方策の検討

(3)　検証時期

ア　平成２９年９月１日～平成３０年５月３１日

イ　令和３年８月３日～令和４年３月１８日

６　議会ＩＣＴ化に関する取組

議会ＩＣＴ検討会議を設置し、調査・検討

（平成２７年１０月６日～平成２９年５月１２日）

１　タブレット端末の導入

・平成２８年８月３日の議会運営委員会から試行運用開始

・平成２９年３月定例会から本格的に運用開始

２　議場・委員会室の更新(平成２９年８月)

議場システムの更新、モニターの設置、委員会室へのカメラ設置等を検討

７　議会機能継続計画（議会ＢＣＰ）に関する取組

１　協議体

(1)　議会ＢＣＰ検討ワーキンググループ会議

（令和元年８月１日～令和２年６月１日）

(2)　議会ＢＣＰ検証検討会議

（令和２年７月２７日～令和３年５月１１日）

（令和３年８月３日～令和４年３月１８日）

（令和４年７月２６日～令和５年２月２４日）

２　議会機能継続計画（議会ＢＣＰ）の策定

※毎年度必要に応じて見直し

(1)　地震・風水害編策定（令和２年３月１９日）

(2)　感染症対策編策定（令和３年５月１１日）

(3)　アクションカードの作成（令和３年５月１１日）

３　議会機能継続訓練

実施年度	訓練の内容
令和元年度	本会議中の大規模地震発生を想定した、執行機関との合同訓練
令和２年度	感染症の発生により、事務局職員不在を想定した議員のみによる議会の運営訓練
令和３年度	災害発生後の議員の参集から市内各地域での活動を想定、全議員が登庁できない事態を想定してLINEを活用した訓練
令和４年度 （２回実施）	・全体協議会中の大規模地震発生を想定した全体行動の訓練、オンラインでのブロック活動の訓練 ・発災翌日以降の対応（オンラインでのブロック活動）訓練

議 員 報 酬 等

1　議員報酬

(1)　議　　長　　７３万７千円
(2)　副 議 長　　６５万３千円
(3)　議　　員　　５９万１千円
　　平成２７年６月１１日から適用

(4)　期末手当　　年４．３月（令和４年度実績）

（給料月額の参考）市　長　１０６万１千円、副市長　８８万５千円、
教育長　　７３万２千円

2　行政視察旅費

(1)　常　任　委　員　会　　年間１人当たり１５万円
（令和４年度までは２０万円）
(2)　議会運営委員会・特別委員会　　年間１人当たり約５万２千円
(3)　一 般 行 政 視 察　　常任委員会視察に含む。
(4)　海　外　視　察　　計上せず

3　費用弁償

(1)　宿　　泊　　料　　１５，０００円
(2)　日　　当　　３，５００円（目的地までの距離により変動）
(3)　本会議・委員会手当　　なし
(4)　正・副委員長手当　　なし

4　市議会政務活動費

(1)　支給開始　　平成２５年度から（平成１３年度～平成２４年度は政務調査費）
(2)　支給対象　　会派及び会派に所属しない議員
(3)　支 給 額　　年間１人当たり８４万円
(4)　支出費目　　議会費、（細目）市議会運営費活動費
（節）負担金、補助及び交付金

議 会 の 公 開

1　議会図書室

(1)　図書室の規模　　５１㎡

(2)　閲覧コーナー　　４席
（議員の調査研究を妨げない範囲で一般市民の利用も可）

(3)　職員の配置　　なし

(4)　蔵書数等　　①　図書　約１，５００冊
（令和５年４月１日現在、雑誌類は除く。）
②　雑誌等定期刊行物　１６種類

(5)　図書購入予算　　①　図書購入費　約７０万円（令和５年度予算）
②　法令等の加除・追録費　９０万円（令和５年度予算）

(6)　管理運営基準　　芦屋市議会図書室運営要綱

(7)　図書の貸し出し　　議員に限り、１回に５冊以内、期間は１０日以内、図書カードによる貸出し

(8)　パソコンの設置　　２台

2　情報公開条例の制定

(1)　施行年月日　　平成１４年１０月１日（平成１４年３月２５日議決）

(2)　請求事例　　議会関係５件（令和４年度）

(3)　その他　　①　全体協議会、代表者会議、各委員協議会の記録も公開対象文書に含む。
②　公開の是非、範囲は議長が決定する。

3　個人情報保護条例の制定

(1)　施行年月日　　平成１６年１０月１日（平成１６年３月２６日議決）
令和５年３月３１日廃止（令和４年１２月２０日議決）

(2)　請求事例　　議会関係０件（令和４年度）

(3)　その他　　議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止の決定は議長が決定する。

４　芦屋市議会個人情報の保護に関する条例の制定

(1)　施行年月日　　令和５年４月１日（令和５年２月２７日議決）

(2)　請求事例　　―

(3)　その他　　①　議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止の決定は議長が決定する。

②　個人情報の保護に関する法律の改正に伴う芦屋市個人情報保護条例の廃止により、市議会の個人情報保護制度について定める必要があるため条例を制定したもの。

５　議会交際費の自主公開

○　平成１３年７月３１日から議長交際費の自主公開を実施

○　平成１９年度から名称を議会交際費に変更

※３カ月ごとの執行状況をその最終月の翌月末に公開する。

６　議会のテレビ放映

○　平成６年５月から市役所北館１階でテレビモニターによる議会中継の放映を実施

○　平成２９年９月から市役所南館４階エレベーターホールでテレビモニターによる議会中継の放映を実施

７　会議録検索システム

○　インターネットによる会議録検索システムを平成１６年６月に導入

会議録は平成１１年６月以降、委員会記録は平成１５年６月（議会運営委員会記録は平成２５年５月）以降について、検索システムにより検索・閲覧が可能

・経　　費　　８８万５千円（令和５年度予算）

８　インターネット中継

○　平成２０年１２月議会から、本会議のインターネット中継を開始

○　平成２９年１２月議会から、委員会のインターネット中継を開始

○　会議の模様をリアルタイムに配信する「ライブ中継」と収録した映像を検索し閲覧できる「議会映像」の視聴が可能

○　「ライブ中継」は、会議の開始から終了まで、「議会映像」は、会議開催日の

概ね３日後（土日祝を除く。）から１年間（令和元年度以降に開催される会議から）配信する。

○　経　　費　　１９９万４千円（令和５年度予算）

９　賛否の公開

○　議員個人の賛否の公開を平成２４年３月議会から導入

・市議会だより　　賛否の分かれた議案のみ

・ホームページ　　全議案（市長提出議案、議員提出議案、請願）

議 会 刊 行 物

1　会　議　録

(1)　**作成方法**　音声反訳から印刷までを業者に委託。製本は庁内印刷室に依頼

(2)　**体　　裁**　Ａ４判

(3)　**部　　数**　１７部（法務コンプライアンス課、県議会事務局等に配布）

(4)　**委 託 料**（令和５年度予算）

①　本会議音声反訳料　2,300 円から 2,600 円／１０分間（計８５時間）

②　委員会音声反訳料　2,400 円から 3,300 円／１０分間（計１９５時間）

(5)　**反訳原稿の納入期限**（本会議・委員会開催日の翌日から起算）

①　通常の場合　会議時間２０分につき１日以内
（土日祝を含まない。会議時間が１時間に満たない場合は、原則３日以内とする。）

②　急施を要する場合　３日以内又は７日以内（土日祝含む。）

2　市議会だより

(1)　**創　　刊**　平成４年７月３０日

(2)　**体　　裁**　Ａ４判１２ページ、カラー刷り（平成２４年４月３０日号より、タブロイド判、２色刷りから変更）

(3)　**発行回数**　年４回（５月、８月、１１月、２月に発行）

(4)　**配布方法**　全戸配布（ポスティング）

(5)　**印刷部数**　４６，０００部

(6)　**経　　費**　約４６６万円（令和５年度予算・ポスティング料等含む。）

(7)　**そ の 他**　芦屋市議会報発行規程を制定
スマートフォンアプリ「マチイロ」で市議会だよりを閲覧可能に（平成２８年４月）
あしや市議会だより１００号記念号を発行（平成２９年５月）

3　市議会便覧

(1)　**目　　的**　本市の市政の概要をコンパクトにまとめ、議員活動の参考として活用するもの

(2)　**体　　裁**　Ａ５判、本編２３１ページ、庁内印刷

(3)　**発行部数**　９０部(毎年作成)

４　市議会提要

(1)　目　　的　　議会の円滑な運営に資するため、例規集、申合せ・確認事項、事例集、書式集、資料集を２分冊にまとめたもの

(2)　体　　裁　　Ａ５判、本編６３７ページ、庁内印刷

(3)　発行部数　　５０冊（改選期ごとに作成）

(4)　経　　費　　約８千円（令和５年度・表紙用紙代）

５　フェイスブック

○　平成２８年１２月２１日からフェイスブックが持つ拡散性や即効性を活かし、芦屋市議会の情報（議会、委員会の日程や会議結果、その他の議会活動の紹介、議会の仕組みの解説）などを議会事務局から発信

６　市議会紹介ＤＶＤ

○　市民の市議会に対する理解を促進することを目的に、平成３１年３月に芦屋市議会の役割や仕組み、会議の流れといった内容等を紹介するＤＶＤを制作し、市議会ホームページに掲載

議　会　事　務　局

議会事務局の機構　（定数８人、現員８人）　　令和５年４月１日現在

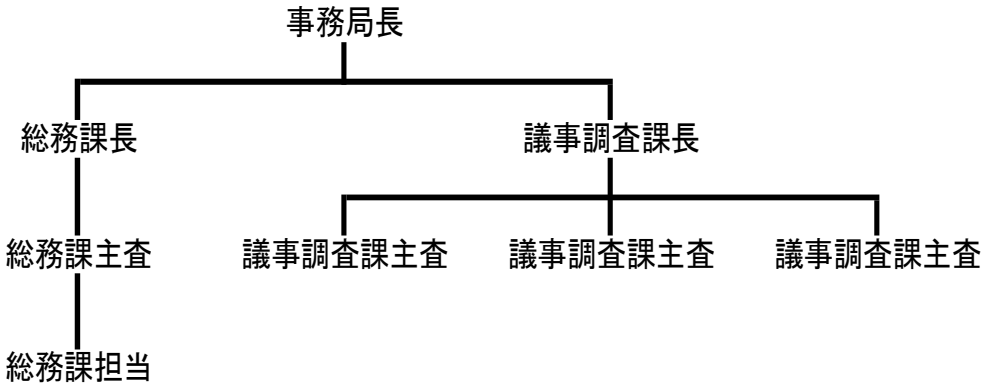

※他に、会計年度任用職員３人

予 算 と 決 算

1　各会計当初予算総括表

（単位：千円）

区分		令和4年度		令和5年度	
		予算額	増減率	予算額	増減率
一般会計		42,926,000	% 1.3	43,741,000	% 1.9
特別会計	国民健康保険事業	9,806,000	△ 6.0	9,690,000	△ 1.2
	公共用地取得費	958,000	1,128.2	942,000	△ 1.7
	都市再開発事業	806,000	308.6	754,000	△ 6.5
	駐車場事業	48,000	△ 2.0	46,200	△ 3.8
	介護保険事業	9,638,000	2.6	9,952,000	3.3
	後期高齢者医療事業	2,532,000	△ 1.8	2,611,000	3.1
	小計	23,788,000	4.6	23,995,200	0.9
合計		66,714,000	2.4	67,736,200	1.5
企業会計	病院事業	6,947,344	3.1	7,340,842	5.7
	水道事業	3,198,975	△11.5	3,160,679	△ 1.2
	下水道事業	4,212,569	2.6	4,605,225	9.3
	小計	14,358,888	△ 0.7	15,106,746	5.2
合計		81,072,888	1.9	82,842,946	2.2
財産区会計	打出・芦屋	9,500	11.8	13,000	36.8
	三条・津知	2,200	10.0	3,500	59.1
	小計	11,700	11.4	16,500	41.0
総計		81,084,588	1.9	82,859,446	2.2

２　一般会計予算財源別構成

（単位：千円）

区分		令和４年度			令和５年度		
		予算額	構成比	増減率	予算額	構成比	増減率
自主財源	市税	22,925,617	% 53.4	% 2.1	23,550,086	% 53.8	% 2.7
	分担金及び負担金	253,317	0.6	△ 0.3	281,105	0.7	11.0
	使用料及び手数料	1,357,286	3.2	△ 0.6	1,371,929	3.1	1.1
	財産収入	625,784	1.5	△49.9	801,293	1.8	28.0
	寄附金	94,991	0.2	84.1	77,193	0.2	△ 18.7
	繰入金	3,096,802	7.2	74.6	2,041,355	4.7	△ 34.1
	繰越金	1	0.0	0.0	1	0.0	0.0
	諸収入	1,213,760	2.8	△ 6.1	1,212,789	2.8	△ 0.1
	小計	29,567,558	68.9	4.0	29,335,751	67.1	△ 0.8
依存財源	地方譲与税	169,000	0.4	2.4	165,000	0.4	△ 2.4
	利子割交付金	26,000	0.1	△16.1	13,000	0.0	△ 50.0
	配当割交付金	173,000	0.4	1.8	284,000	0.7	64.2
	株式等譲渡所得割交付金	367,000	0.9	78.2	227,000	0.5	△ 38.1
	法人事業税交付金	87,000	0.2	26.1	117,000	0.3	34.5
	地方消費税交付金	1,874,000	4.4	9.8	2,022,000	4.6	7.9
	環境性能割交付金	15,000	0.0	7.1	14,000	0.0	△ 6.7
	ゴルフ場利用税交付金	2,700	0.0	0.0	2,800	0.0	3.7
	地方特例交付金	40,000	0.1	△76.8	55,000	0.1	37.5
	地方交付税	450,000	1.0	△10.0	500,000	1.1	11.1
	交通安全対策特別交付金	13,000	0.0	0.0	13,000	0.0	0.0
	国庫支出金	5,491,124	12.8	4.7	6,149,726	14.1	12.0
	県支出金	2,503,818	5.8	△ 4.5	2,580,023	5.9	3.0
	市債	2,146,800	5.0	△29.5	2,262,700	5.2	5.4
	小計	13,358,442	31.1	△ 4.3	14,405,249	32.9	7.8
合計		42,926,000	100.0	1.3	43,741,000	100.0	1.9

※端数処理のため、構成比の計が一致しない場合があります。

３　一般会計予算歳出款別構成

（単位：千円）

区　　分	令和４年度			令和５年度		
	予　算　額	構成比	増減率	予　算　額	構成比	増減率
議会費	407,658	% 0.9	% △ 0.9	402,566	% 0.9	% △ 1.2
総務費	4,573,827	10.7	△ 5.8	4,696,770	10.7	2.7
民生費	15,548,822	36.2	△ 1.8	15,878,307	36.3	2.1
衛生費	4,233,630	9.9	3.2	4,598,568	10.5	8.6
労働費	22,416	0.1	0.0	22,804	0.1	1.7
農林水産業費	27,180	0.1	△ 1.9	27,322	0.1	0.5
商工費	183,850	0.4	28.8	161,267	0.4	△12.3
土木費	6,225,032	14.5	11.9	6,376,868	14.6	2.4
消防費	1,514,699	3.5	△ 7.7	2,044,542	4.7	35.0
教育費	5,720,309	13.3	4.9	5,098,444	11.6	△10.9
災害復旧費	10,000	0.0	0.0	10,000	0.0	0.0
公債費	4,356,907	10.2	3.0	4,321,872	9.9	△0.8
諸支出金	1,670	0.0	0.0	1,670	0.0	0.0
予備費	100,000	0.2	0.0	100,000	0.2	0.0
合　　計	42,926,000	100.0	1.3	43,741,000	100.0	1.9

4　一般会計予算歳出経費別状況

(単位：千円)

区分		令和4年度			令和5年度		
		予算額	構成比	増減率	予算額	構成比	増減率
消費的経費	人件費	9,226,366	% 21.5	% △ 1.0	8,891,013	% 20.3	% △ 3.6
	物件費	7,527,029	17.5	11.5	8,256,312	18.9	9.7
	維持補修費	271,467	0.6	△ 9.6	290,629	0.7	7.1
	その他の消費的経費	10,329,288	24.0	4.6	10,616,320	24.3	2.8
	小計	27,354,150	63.6	4.2	28,054,274	64.2	2.6
投資的経費	普通建設事業	4,868,003	11.4	△15.1	4,823,879	11.1	△ 0.9
	災害復旧費	10,000	0.0	0.0	10,000	0.0	0.0
	小計	4,878,003	11.4	△15.1	4,833,879	11.1	△ 0.9
その他の経費	積立金	607,525	1.4	△39.8	781,595	1.8	28.7
	出資金	1,680	0.0	0.1	1,682	0.0	0.1
	貸付金	25,960	0.1	△ 2.4	20,610	0.0	△ 20.6
	公債費	4,356,906	10.2	3.0	4,321,871	9.9	△ 0.8
	繰出金	3,669,274	8.6	21.3	3,595,857	8.2	△ 2.0
	公営企業補助出資及び貸付金	1,932,502	4.5	△ 3.9	2,031,232	4.6	5.1
	予備費	100,000	0.2	0.0	100,000	0.2	0.0
	小計	10,693,847	25.0	2.8	10,852,847	24.7	1.5
合計		42,926,000	100.0	1.3	43,741,000	100.0	1.9

5　企業会計予算（当初予算）

（単位：千円）

区分		令和4年度		令和5年度	
		予算額	増減率	予算額	増減率
病院事業	収益的収入	5,664,271	% △ 0.2	6,011,815	% 6.1
	〃　支出	5,913,103	1.4	6,232,692	5.4
	資本的収入	432,100	46.2	523,068	21.1
	〃　支出	1,034,241	13.9	1,108,150	7.1
	一時借入金限度額	500,000	0.0	500,000	0.0
	一般会計補助金・負担金	570,773	△1.5	561,166	△1.7
	一般会計出資金	218,200	3.4	223,168	2.3
水道事業	収益的収入	2,252,945	△8.1	2,251,973	△ 0.0
	〃　支出	2,136,964	△7.1	2,161,295	1.1
	資本的収入	409,566	△47.6	513,666	25.4
	〃　支出	1,062,011	△19.2	999,384	△5.9
	一時借入金限度額	1,000,000	0.0	1,000,000	0.0
	一般会計補助金・負担金	17,537	△84.1	48,330	175.6
	一般会計出資金	0	0.0	0	0.0
下水道事業	収益的収入	2,942,549	△ 1.7	3,021,529	2.7
	〃　支出	2,728,386	1.4	2,965,905	8.7
	資本的収入	655,742	7.7	894,329	36.4
	〃　支出	1,484,183	5.0	1,639,320	10.5
	一時借入金限度額	1,000,000	0.0	1,000,000	0.0
	一般会計補助金・負担金	329,323	△ 1.1	355,613	8.0
	一般会計出資金	0	0.0	0	0.0

６　普通会計決算状況

（単位：千円）

区　　分	令和元年度	令和２年度	令和３年度
歳　　入	41,762,948	57,156,366	48,164,431
歳　　出	40,248,446	54,912,496	44,187,138
実　質　収　支	867,277	1,601,494	3,591,379
基準財政需要額	16,533,906	16,934,438	17,396,638
基準財政収入額	17,211,201	17,457,227	17,397,505
標準財政規模	23,429,646	24,021,604	23,448,078
財　政　力　指　数	1.009	1.023	1.024
実質収支比率（%）	3.7	6.7	15.3
実質公債費比率（%）	11.0	7.4	6.3
経常収支比率（%）	96.3	96.9	92.0
ラスパイレス指数	102.0	101.2	100.8

7　普通会計決算歳入

(単位：千円)

	令和２年度			令和３年度		
	決算額	構成比	増減率	決算額	構成比	増減率
地方税	23,271,345	% 40.7	% △ 3.6	23,642,738	% 49.1	% 1.6
地方譲与税	181,569	0.3	1.9	184,120	0.4	1.4
利子割交付金	37,812	0.1	7.6	30,617	0.1	△ 19.0
配当割交付金	212,445	0.4	△ 6.6	310,695	0.6	46.2
株式等譲渡所得割交付金	247,486	0.4	103.4	367,575	0.8	48.5
法人事業税交付税	58,539	0.1	皆増	102,656	0.2	75.4
地方消費税交付金	1,797,682	3.2	24.6	1,963,639	4.1	9.2
自動車税環境性能割交付金	20,942	0.0	103.6	26,404	0.0	26.1
ゴルフ場利用税交付金	3,565	0.0	△ 13.2	3,801	0.0	6.6
自動車取得税交付金	11	0.0	△100.0	－	－	皆減
地方特例交付金	54,082	0.1	△ 76.0	161,507	0.3	198.6
地方交付税	649,386	1.1	△ 0.9	840,018	1.7	29.4
交通安全対策特別交付金	13,393	0.0	12.5	13,389	0.0	0.0
分担金・負担金	174,064	0.3	△ 28.9	187,539	0.4	7.7
使用料・手数料	1,343,075	2.3	△ 11.3	1,571,358	3.3	17.0
国庫支出金	16,705,134	29.2	217.2	9,133,740	19.0	△ 45.3
県支出金	2,331,410	4.1	8.0	2,581,244	5.4	10.7
財産収入	173,809	0.3	△ 23.5	822,785	1.7	373.4
寄附金	260,782	0.5	48.4	124,351	0.2	△ 52.3
繰入金	390,736	0.7	△ 10.2	234,947	0.5	△ 39.9
繰越金	1,514,502	2.7	41.4	2,243,870	4.7	48.2
諸収入	1,012,480	1.8	△ 11.7	1,308,538	2.7	29.2
地方債	6,702,117	11.7	176.1	2,308,900	4.8	△ 65.5
合計	57,156,366	100.0	36.7	48,164,431	100.0	△ 15.7

8　普通会計決算性質別歳出

(単位：千円)

区分		令和2年度			令和3年度		
		決算額	構成比	増減率	決算額	構成比	増減率
人件費		8,559,593	% 15.6	% 13.9	8,635,502	% 19.5	% 0.9
扶助費		7,592,802	13.8	3.9	9,303,702	21.1	22.5
公債費		4,298,103	7.8	△13.6	3,952,979	9.0	△ 8.0
物件費		6,227,058	11.4	△ 9.2	7,064,944	16.0	13.5
維持補修費		350,664	0.6	△ 2.2	262,502	0.6	△ 25.1
補助費等		13,421,626	24.5	353.7	2,795,812	6.3	△ 79.2
積立金		880,288	1.6	18.6	1,721,335	3.9	95.5
投資及び出資金貸付金		272,553	0.5	56.3	221,707	0.5	△ 18.7
繰出金		3,681,367	6.7	3.8	4,208,716	9.5	14.3
投資的経費		9,628,442	17.5	65.7	6,019,939	13.6	△ 37.5
内訳	普通建設事業費	9,622,328	17.5	65.7	6,019,939	13.6	△ 37.4
	災害復旧事業費	6,114	0.0	95.1	0	0.0	皆減
合計		54,912,496	100.0	36.4	44,187,138	100.0	△ 19.5

９　普通会計決算目的別歳出

（単位：千円）

区　分	令和２年度			令和３年度		
	決算額	構成比	増減率	決算額	構成比	増減率
議会費	388,355	% 0.7	% △ 0.2	383,977	% 0.9	% △ 1.1
総務費	13,666,477	24.9	219.6	5,431,722	12.3	△ 60.3
民生費	15,764,593	28.7	13.7	16,747,748	37.9	6.2
衛生費	4,273,937	7.8	10.8	5,012,738	11.3	17.3
労働費	21,544	0.0	△12.5	21,353	0.1	△ 0.9
農林水産業費	31,405	0.1	△ 9.1	33,161	0.1	5.6
商工費	438,192	0.8	50.1	227,952	0.5	△ 48.0
土木費	5,542,559	10.1	△ 1.9	5,851,199	13.2	5.6
消防費	1,353,077	2.5	△19.7	1,481,513	3.4	9.5
教育費	9,128,139	16.6	75.9	5,042,795	11.4	△ 44.8
災害復旧費	6,114	0.0	95.1	0	0.0	皆減
公債費	4,298,104	7.8	△13.7	3,952,980	8.9	△ 8.0
諸支出金	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0
合　計	54,912,496	100.0	36.4	44,187,138	100.0	△ 19.5

10　基金残高の状況（一般会計対象分）

（単位：千円）

基金		3年度末残高	4年度末残高見込	5年度末残高見込
財政基金		8,942,864	10,304,463	9,174,572
減債基金		2,106,439	2,438,430	2,440,576
特定目的基金	職員の退職手当基金	194,707	194,799	194,971
	公共施設等整備基金	2,338,776	2,399,235	2,374,047
	社会福祉「友愛」基金	157,725	155,654	148,077
	市民文化振興基金	76,224	73,164	68,300
	緑化基金	123,884	126,772	124,772
	ボランティア基金	107,792	106,600	104,797
	スポーツ振興基金	186,421	211,960	235,300
	長寿社会福祉基金	276,250	272,166	264,808
	環境保全基金	49,033	50,643	50,643
	1.17あしやフェニックス基金	17,085	17,606	17,022
	西田房子福祉基金	238,412	238,412	238,412
	大学等入学支援基金	89,994	84,352	77,428
	子ども・子育て支援基金	88,366	106,984	105,476
	教育振興基金	8,518	9,521	8,431
	無電柱化推進基金	40,353	46,683	46,425
	小計	3,993,540	4,094,551	4,058,909
合計		15,042,843	16,837,444	15,674,057
定額基金	美術品等取得基金	200,000	200,000	200,000
	土地開発基金	330,000	330,000	330,000
	小計	530,000	530,000	530,000
総合計		15,572,843	17,367,444	16,204,057

11　市債現在高の状況

（単位：千円）

区分	3年度末残高	4年度末残高見込	5年度末残高見込
一般会計	50,000,927	48,843,969	47,091,962

芦 屋 市 議 会

〒659-8501　芦屋市精道町 7-6
ＴＥＬ：(0797)38-2001
ＦＡＸ：(0797)38-2170
https://www.city.ashiya.lg.jp/shisei/shigikai/
Ｅ-mail：gijityousa@city.ashiya.lg.jp